

京 都 大 学 法 務 ・ 人 権 推 進 室 要 項 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 4 法務・人権推進室に室長及び副室長を置く。</p> <p>2 室長は担当理事をもって充て、副室長は室長が指名する<u>理事補</u>をもって充てる。</p> <p>3 室長は室務を掌理し、副室長は室長を補佐する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第 4 (同 左)</p> <p>2 室長は担当理事をもって充て、副室長は室長が指名する<u>者</u>をもって充てる。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>附 則 この要項は、平成23年4月1日から実施する。</p>